

食安輸発0523第1号
平成25年 5 月 23 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産くり及びその加工品、モロッコ産セイヨウニンジンボクの果実及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年5月15日付け食安輸発0515第5号）にて通知したところです。
今般、輸入時のモニタリング検査の結果、イタリア産くり加工品及びモロッコ産乾燥セイヨウニンジンボクの果実からアフラトキシンを検出したことから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 別表1 イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
くり及びその加工品（くりを30%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。

2. 別表 1 に、

対 象 国 ・ 地 域	製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
モロッコ	セイヨウニン ジンボク（学 名: <i>Vitex agnus -castus</i> ）の果 実及びその加 工品（セイヨ ウニンジンボ クの果実を30% 以上含有する ものに限る。）		アフラト キシン	別表 3 によ ること。	平成23年8月16日付 け食安発0816第2号 「総アフラトキシン の試験法について」 によること。	アフラトキシンが付 着又は含有している おそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。